



令和2年11月17日  
観光庁

## Go To トラベル事業における感染防止対策の強化について

先般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された「緊急提言」を踏まえ、Go To トラベル事業における感染防止対策を強化します。

### 1 地域共通クーポンを利用した飲食について

- ・ 地域共通クーポンを利用した飲食については、各都道府県における Go To イート事業の条件※を満たすものに限ることとします。

【対応時期】 都道府県において対応が固まり次第、11/21（土）以降速やかに対応。

※ <Go To イート事業の条件>

- ・ 食事券・ポイントの利用は、原則として「4人(子供を除く)以下の単位」での飲食とする。
- ・ 具体的な対応について、各地域における感染状況等を踏まえ、都道府県知事に早急な検討を要請する。  
ex. 個室、パーティション、テーブルを分ける、アクリル板で区切る等により、物理的に4人以下の単位に分ける措置をとる など

### 2. Go To トラベル事業を利用する団体ツアーについて

- ・ 以下2点の感染防止対策を徹底します。
  - ① ツアーに含まれる飲食については、各都道府県における Go To イート事業の条件を満たすものに限ること。

【対応時期】 都道府県において対応が固まり次第、11/21（土）以降速やかに対応。

- ② バス内での食事は禁止すること。

【対応時期】 速やかに対応。

#### 【お問い合わせ先】

観光庁 外客受入担当参事官室 担当：片山、高野、三宅、佐藤（雅）  
TEL 03-5253-8111（内線 27901、27991、27902、27911）  
03-5253-8972（直通）  
FAX 03-5253-8123